

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

庄内町長 富樫 透

市町村名 (市町村コード)	庄内町 (06428)	
地域名 (地域内農業集落名)	立谷沢・清川 (瀬場、大中島、新田、工藤沢、科沢、木ノ沢、中村、鉢子、大平、松野木、肝煎、興屋、中島、生繰沢、片倉、清川)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・後継者がいない農家が多い。しばらくは集落内で助け合いながら営農を継続していくが、地区外から受け手を呼び込む必要がある。 ・鳥獣被害が拡大している。 ・後継者がなく、5年後の営農意向なしの農業者が8名おり、中心経営体の面積を増やす支援対策が必要。 ・中心経営体の後継者を育成・確保する取り組みが必要。 ・農地の集積・集約化が必要。 ・農地の大規模化・大区画化が必要。 ・農地の受け手不足への対応が必要。 ・水稻・そばの単収増に向けた取り組みが必要。 ・上流のほ場との水利調整が必要。 ・イノシシ被害を防ぐさらなる対策が必要。 ・強風や寒冷な気候のため収量が不安定。 ・ほ場が分散していて、作業効率が悪い。 ・立谷沢川の清流でおいしい米ができるが、その技術を指導できる人が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・リタイアがある場合は、中間管理機構を活用し、集落内農業者で営農を継続していく。 ・農地利用は中心経営体が担う。 ・認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進する。 ・新規・特産化の導入→山菜(わらび) ・鳥獣被害対策の取組み→電気柵に新しい予防器具の話し合い、イノシシ被害防止、広範囲に電気柵等設置 ・地域特産物のそば生産維持により、農地荒廃防止につなげる。 ・天候に左右されず、収益性の高い作物を導入していく。 ・部落ごとに耕作者を指導するリーダーを決め、作業効率を考えて集積・集約を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	601.37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	567.88 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域以内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者や認定新規就農者に集積・集約していく。 ・部落ごとに耕作者を指導するリーダーを決め、作業効率を考えて集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者や離農、経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備の取組み→区画拡大(0.6ha/区画)と漏水田対策、補助率の拡大 ・肝煎集落において、農地の大区画化や漏水田対策の基盤整備を計画通りに実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業委員会やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、外部団体へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

<ul style="list-style-type: none"> ①電気柵に新しい予防器具の話し合い、イノシシ被害防止、広範囲に電気柵等設置。緩衝帯の整備。 ⑦草刈りや水管理をルール化し、効率的に管理できるように取り組む。 今後営農を続けることが困難な山際の農地について、緩衝帯を検討するなど利用方法を検討していく。
--